

平成31年2月8日

平成31年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（平成30年10月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（平成30年11月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（平成30年12月分）
- 報告第4号 定期監査の結果について
- 議案第1号 平成30年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
（第1回）
- 議案第2号 平成31年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第3号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、平成30年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年11月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 古川昌俊様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 佐藤英司

1 検査の対象

平成30年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

平成30年11月21日～平成30年11月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 佐藤英司

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、平成30年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年12月27日

道央廃棄物処理組合議会議長 古川昌俊様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 佐藤英司

1 検査の対象

平成30年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

平成30年12月26日～平成30年12月27日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 佐藤英司

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、平成30年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成31年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 古川昌俊様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 佐藤英司

1 検査の対象

平成30年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

平成31年1月22日～平成31年1月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 佐藤英司

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、平成30年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成31年1月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 古川昌俊様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 佐藤英司

平成30年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

平成30年12月3日から平成30年12月28日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

平成30年4月1日から10月31日までににおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

平成30年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第1回)

平成30年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊1のとおりとする。

平成31年2月8日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

平成31年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

平成31年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊2のとおりとする。

平成31年2月8日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を定め、北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

平成31年2月8日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

（提案理由）

北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる（事務の委託）よう定める規約を制定し、現行規約を廃止するため、本案を提出する。

北海道市町村総合事務組合格約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合（以下「組合構成団体」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

(1) 組合構成団体である関係市の長 1人

(2) 組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれを互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の

職にある者をもってあてる。

- 2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。
第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、若しくは当該地区町村会長又は副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
- 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらか

じめ管理者の指定した者がその職務を代理する。

7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

4 監査委員は、非常勤とする。

5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 組合構成団体の負担金

(2) 組合の財産から生ずる収入

(3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章 雑則

(事務の受託)

第14条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成31年市町村第 号指令）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。

別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体

管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局（12）	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合
渡島総合振興局（16）	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構

檜山振興局（11）	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
後志総合振興局（29）	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合
空知総合振興局（33）	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
上川総合振興局（30）	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構
留萌振興局（11）	増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、留萌消防組合、北留萌消防組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合
宗谷総合振興局（17）	幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、西天北五町衛生施設組合
オホーツク総合振興局（24）	大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、網走地区消防組合、広域紋別病院企業団

胆振総合振興局（12）	登別市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合
日高振興局（16）	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構
十勝総合振興局（24）	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とちかち広域消防事務組合
釧路総合振興局（12）	釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構
根室振興局（9）	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合

別表第2（第3条関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務	江別市、根室市、千歳市、歌志内市、登別市、恵庭市、北広島市、森町、八雲町、長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町、白老町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、新得町、広尾町、大樹町、更別村、中札内村、足寄町、本別町、陸別町、幕別町、豊頃町、池田町、浦幌町、白糠町、石狩北部地区消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、南空知消防組合、岩見沢地区消防事務組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、南宗谷消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、遠軽地区広域組合、網走地区消防組合、北見地区消防組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、
2 消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関する事務	
3 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の	

<p>2 第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p> <p>4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置業務に従事した者に係る損害補償に関する事務</p> <p>6 消防組織法第25条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金支給に関する事務</p> <p>7 非常勤消防団員に係る賞じゅつ金授与に係る事務</p>	<p>紋別地区消防組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高東部消防組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合、根室北部消防事務組合</p>
<p>8 水防法(昭和24年法律第193号)第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関する事務</p>	<p>長沼町、新十津川町</p>
<p>9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩</p>

町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糖町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院

	<p>企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とちあ広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
<p>10 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務</p>	<p>当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町</p>

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表

新 規 約 案	現 規 約																																		
<p>第5章 雑則 (事務の受託)</p> <p>第1.4条 組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2.9.2条の規定において準用する同法第2.5.2条の1.4第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することができる。</p> <p>(管理者への委任)</p> <p>第1.5条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則 (平成31年市町村第 号)</p> <p>1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2.8.6条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。</p> <p>2 北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1.9.7.3号指令)は、廃止する。</p>	<p>第5章 雑則</p> <p>(管理者への委任)</p> <p>第1.4条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>附 則 (略)</p>																																		
<p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局(1.2)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>、札幌広域圏組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局(1.1)</td> <td>(略) 檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部松山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局(1.2)</td> <td>(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局(2.4)</td> <td>(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)</td> </tr> </tbody> </table>	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局(1.2)	(略) 石狩教育研修センター組合	(略)	、札幌広域圏組合	(略)	(略)	檜山振興局(1.1)	(略) 檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部松山衛生センター組合	(略)	(略)	胆振総合振興局(1.2)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合	(略)	(略)	十勝総合振興局(2.4)	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)	<p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支庁名</th> <th>市町村・一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩振興局(1.5)</td> <td>(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>檜山振興局(1.1)</td> <td>(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部松山衛生センター組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>胆振総合振興局(1.2)</td> <td>(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>十勝総合振興局(2.5)</td> <td>(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)</td> </tr> </tbody> </table>	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	石狩振興局(1.5)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合	(略)	(略)	檜山振興局(1.1)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部松山衛生センター組合	(略)	(略)	胆振総合振興局(1.2)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合	(略)	(略)	十勝総合振興局(2.5)	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合																																		
石狩振興局(1.2)	(略) 石狩教育研修センター組合																																		
(略)	、札幌広域圏組合																																		
(略)	(略)																																		
檜山振興局(1.1)	(略) 檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部松山衛生センター組合																																		
(略)	(略)																																		
胆振総合振興局(1.2)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合																																		
(略)	(略)																																		
十勝総合振興局(2.4)	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)																																		
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合																																		
石狩振興局(1.5)	(略) 石狩教育研修センター組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、札幌広域圏組合																																		
(略)	(略)																																		
檜山振興局(1.1)	(略) 檜山広域行政組合、江差町ほか2町学校給食組合、北部松山衛生センター組合																																		
(略)	(略)																																		
胆振総合振興局(1.2)	(略) 胆振東部消防組合、西胆振消防組合																																		
(略)	(略)																																		
十勝総合振興局(2.5)	(略) 南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝圏複合事務組合(略)																																		

管 理 者 行 政 報 告

平成31年2月

道央廃棄物処理組合

平成31年第1回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

1 道央廃棄物処理組合規約の一部変更について

各市町の12月定例会におきまして、廃棄物焼却施設建設に要する経費のごみ処理量割を算出根拠とする数量の変更に伴う規約の変更について、議決をいただきましたことから、1月7日に北海道知事へ届出を行い、規約の変更を行いました。

来年度以降の廃棄物焼却施設建設に要する経費等につきましては、この内容に基づき、各市町の負担金を算定することとし、各事業を進めてまいります。

以上申し上げます、行政報告といたします。

平成31年
道央廃棄物処理組合議会第1回定例会

平成30年度 一般会計補正予算書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	平成30年度 道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書	
	総 括	5
	歳 入	6
	歳 出	8

平成30年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）

平成30年度道央廃棄物処理組合の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,893千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		61,121	△6,271	54,850
	1 負担金	61,121	△6,271	54,850
2 国庫支出金		9,405	414	9,819
	1 国庫補助金	9,405	414	9,819
3 繰越金		500	1,964	2,464
	1 繰越金	500	1,964	2,464
歳入合計		71,033	△3,893	67,140

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		28,790	△4,000	24,790
	1 総務管理費	28,426	△4,000	24,426
3 衛生費		41,189	107	41,296
	1 清掃費	41,189	107	41,296
歳出合計		71,033	△3,893	67,140

歲入歲出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	61,121	△6,271	54,850
2 国庫支出金	9,405	414	9,819
3 繰越金	500	1,964	2,464
歳入合計	71,033	△3,893	67,140

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	28,790	△4,000	24,790				△4,000
3 衛生費	41,189	107	41,296	414			△307
歳出合計	71,033	△3,893	67,140	414			△4,307

2 歳 入

款		補正前の額	補 正 額	計
項				
目				
1	分担金及び負担金	61,121	△6,271	54,850
1	負担金	61,121	△6,271	54,850
1	市町負担金	61,121	△6,271	54,850
2	国庫支出金	9,405	414	9,819
1	国庫補助金	9,405	414	9,819
1	衛生費補助金	9,405	414	9,819
3	繰越金	500	1,964	2,464
1	繰越金	500	1,964	2,464
1	繰越金	500	1,964	2,464
歳 入 合 計		71,033	△3,893	67,140

(補正額)

補正後

(単位：千円)

節		説 明																																
区 分	金 額																																	
1 市町負担金	(<u>△6,271</u>) 54,850	既定より 6,271千円減 市町負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千 歳 市</td> <td>27,232</td> <td>△2,779</td> <td>24,453</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>17,078</td> <td>△1,897</td> <td>15,181</td> </tr> <tr> <td>南 幌 町</td> <td>3,274</td> <td>△361</td> <td>2,913</td> </tr> <tr> <td>由 仁 町</td> <td>2,938</td> <td>△309</td> <td>2,629</td> </tr> <tr> <td>長 沼 町</td> <td>3,775</td> <td>△437</td> <td>3,338</td> </tr> <tr> <td>栗 山 町</td> <td>6,824</td> <td>△488</td> <td>6,336</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>61,121</td> <td>△6,271</td> <td>54,850</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	補正前の額	補正額	計	千 歳 市	27,232	△2,779	24,453	北広島市	17,078	△1,897	15,181	南 幌 町	3,274	△361	2,913	由 仁 町	2,938	△309	2,629	長 沼 町	3,775	△437	3,338	栗 山 町	6,824	△488	6,336	計	61,121	△6,271	54,850
市町名	補正前の額	補正額	計																															
千 歳 市	27,232	△2,779	24,453																															
北広島市	17,078	△1,897	15,181																															
南 幌 町	3,274	△361	2,913																															
由 仁 町	2,938	△309	2,629																															
長 沼 町	3,775	△437	3,338																															
栗 山 町	6,824	△488	6,336																															
計	61,121	△6,271	54,850																															
1 衛生費補助金	(<u>414</u>) 9,819	既定に 414千円追加 防衛施設周辺民生安定施設整備 事業補助金 414																																
1 前年度繰越金	(<u>1,964</u>) 2,464	既定に 1,964千円追加 前年度繰越金 1,964																																

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	28,790	△4,000	24,790			
1 総務管理費	28,426	△4,000	24,426			
1 一般管理費	28,373	△4,000	24,373			
3 衛生費	41,189	107	41,296	414		
1 清掃費	41,189	107	41,296	414		
1 廃棄物焼却 処理経費	41,189	107	41,296	414		
歳 出 合 計	71,033	△3,893	67,140	414		

(補正額)

補正後

(単位：千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
△4,000			
△4,000			
△4,000	19 負担金、補助 及び交付金	(<u>△4,000</u>) 17,133	既定より 4,000千円減 事務局運営経費 △4,000 派遣職員給与等負担金 △4,000
△307			
△307			
△307	12 役務費	(<u>△26</u>) 313	既定より 107千円増 焼却施設建設用地取得経費 107
	17 公有財産購入 費	(<u>△184</u>) 40,666	不動産鑑定手数料 △26 土地購入費 △184
	22 補償、補填及 び賠償金	(<u>317</u>) 317	物件補償費 317
△4,307			

平成 3 1 年度

一般会計予算書及び予算説明書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	道央廃棄物処理組合一般会計予算	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 債務負担行為	3
	第3表 地方債	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書	
	総括	6
	歳入	8
	歳出	12
	給与費明細書	16

一 般 会 計 予 算

平成31年度道央廃棄物処理組合一般会計予算

平成31年度道央廃棄物処理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 71,357千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		39,427
	1 負担金	39,427
2 国庫支出金		9,325
	1 国庫補助金	9,325
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑入	4
5 組合債		22,100
	1 組合債	22,100
歳 入 合 計		71,357

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		550
	1 議会費	550
2 総務費		31,134
	1 総務管理費	30,782
	2 監査委員費	352
3 衛生費		39,173
	1 清掃費	39,173
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		71,357

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設建設事業	2020年度から 2024年度まで	16,066,338

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
焼却施設建設事業	22,100	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置き期間を含め3 0年以内に借入先 が定める償還年次 表により償還す る。 ただし、組合財 政の都合により償 還年限の変更、繰 上償還又は低利債 に借換することが できる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	39,427	61,121	△ 21,694
2 国庫支出金	9,325	9,405	△ 80
3 繰越金	500	500	0
4 諸収入	5	7	△ 2
5 組合債	22,100	0	22,100
歳入合計	71,357	71,033	324

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国道 支出金	地方債	その他	
1 議会費	550	554	△ 4				550
2 総務費	31,134	28,790	2,344			4	31,130
3 衛生費	39,173	41,189	△ 2,016	9,325	22,100		7,748
4 予備費	500	500	0				500
歳出 合計	71,357	71,033	324	9,325	22,100	4	39,928

入 歳

2 歳 入

款		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
項				
目				
1	分担金及び負担金	39,427	61,121	△ 21,694
1	負担金	39,427	61,121	△ 21,694
1	市町負担金	39,427	61,121	△ 21,694
2	国庫支出金	9,325	9,405	△ 80
1	国庫補助金	9,325	9,405	△ 80
1	衛生費補助金	9,325	9,405	△ 80
3	繰越金	500	500	0
1	繰越金	500	500	0
1	繰越金	500	500	0
4	諸収入	5	7	△ 2
1	預金利子	1	1	0
1	預金利子	1	1	0
2	雑入	4	6	△ 2
1	雑入	4	6	△ 2
5	組合債	22,100	0	22,100
1	組合債	22,100	0	22,100
1	衛生債	22,100	0	22,100
歳 入 合 計		71,357	71,033	324

(単位：千円)

節		説明																																			
区分	金額																																				
1 市町負担金	39,427	市町負担金																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳市</td> <td>14,387</td> <td>27,232</td> <td>△ 12,845</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>9,813</td> <td>17,078</td> <td>△ 7,265</td> </tr> <tr> <td>南幌町</td> <td>1,861</td> <td>3,274</td> <td>△ 1,413</td> </tr> <tr> <td>由仁町</td> <td>2,939</td> <td>2,938</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>長沼町</td> <td>3,788</td> <td>3,775</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>栗山町</td> <td>6,639</td> <td>6,824</td> <td>△ 185</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,427</td> <td>61,121</td> <td>△ 21,694</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較	千歳市	14,387	27,232	△ 12,845	北広島市	9,813	17,078	△ 7,265	南幌町	1,861	3,274	△ 1,413	由仁町	2,939	2,938	1	長沼町	3,788	3,775	13	栗山町	6,639	6,824	△ 185	計	39,427	61,121	△ 21,694
市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較																																		
千歳市	14,387	27,232	△ 12,845																																		
北広島市	9,813	17,078	△ 7,265																																		
南幌町	1,861	3,274	△ 1,413																																		
由仁町	2,939	2,938	1																																		
長沼町	3,788	3,775	13																																		
栗山町	6,639	6,824	△ 185																																		
計	39,427	61,121	△ 21,694																																		
1 衛生費補助金	9,325	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金		9,325																																	
1 前年度繰越金	500	前年度繰越金		500																																	
1 預金利子	1	預金利子		1																																	
1 雇用保険掛金収入	4	雇用保険被保険者掛金		4																																	
1 焼却施設建設事業債	22,100	焼却施設 一般廃棄物処理事業		22,100																																	

歲 出

3 歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
1 議会費	550	554	△ 4			
1 議会費	550	554	△ 4			
1 議会費	550	554	△ 4			
2 総務費	31,134	28,790	2,344			4
1 総務管理費	30,782	28,426	2,356			4
1 一般管理費	30,732	28,373	2,359			4

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区 分	金 額		
一般財源				
550				
550				
550	1 報酬	300	議会運営経費	550
			議員報酬	300
	4 共済費	104	議員公務災害補償等組合負担金	104
			議員費用弁償	146
	9 旅費	146		
31,130				
30,778				
30,728	4 共済費	272	職員雇用経費	1,955
			臨時職員共済費	272
	7 賃金	1,683	臨時職員賃金	1,683
	9 旅費	1,055	事務局運営経費	27,987
			職員旅費	1,055
	10 交際費	100	管理者交際費	100
			消耗品費	422
	11 需用費	1,456	燃料費	134
			コピー料	685
	12 役務費	1,363	食糧費	65
			通信運搬費等	643
	13 委託料	308	自動車保険料	80
			地方公会計財務書類作成委託料	308
	14 使用料及び 賃借料	1,640	事務用機器リース料	261
			車両リース料	620
	19 負担金、補助 及び交付金	22,855	視察・研修バス借上料等	759
			会議・研修等負担金	134
			派遣職員給与等負担金	22,721
			広報作成配布経費	790
			消耗品費	150
			広報折込、配布手数料	640

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 公平委員会費	50	53	△ 3			
2 監査委員費	352	364	△ 12			
1 監査委員費	352	364	△ 12			
3 衛生費	39,173	41,189	△ 2,016	9,325	22,100	
1 清掃費	39,173	41,189	△ 2,016	9,325	22,100	
1 廃棄物焼却 処理経費	39,173	41,189	△ 2,016	9,325	22,100	
4 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
歳 出 合 計	71,357	71,033	324	9,325	22,100	4

(単位：千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源			
50	1 報酬	30	公平委員会運営経費 50 委員報酬 (3人) 30
	4 共済費	8	北海道市町村総合事務組合負担金 8 費用弁償 12
	9 旅費	12	
352			
352	1 報酬	190	監査事務経費 352 委員報酬 (2人) 190
	4 共済費	8	北海道市町村総合事務組合負担金 8 費用弁償 130
	9 旅費	130	会議・研修等負担金 24
	19 負担金、補助 及び交付金	24	
7,748			
7,748			
7,748	11 需用費	53	焼却施設建設事業費 39,173 消耗品費 53
	13 委託料	8,926	発注支援委託料 1,969 施工監理委託料 6,957
	14 使用料及び 賃借料	11	高速道路使用料 11 工事請負費 30,183
	15 工事請負費	30,183	
500			
500			
500			予備費 500 予備費 500
39,928			

給 与 費

1 特別職

区 分		給			
		職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)
本年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	220		
	計	20	520		
前年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	220		
	計	20	520		
比 較	長等				
	議員	0	0		
	その他の特別職	0	0		
	計	0	0		

- 備考
- 1 長等は、管理者、副管理者をいう。
 - 2 その他の特別職欄には、地方公務員法第3条第3項第1号の議会の選挙、(監査委員2名、公平委員会委員3名)

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度			
前 年 度			
比 較			

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					

明 細 書

与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		300	104	404	
		220	16	236	
		520	120	640	
		300	104	404	
		220	18	238	
		520	122	642	
		0	0	0	
		0	△ 2	△ 2	
		0	△ 2	△ 2	

議決及び同意を必要とする委員に限定した。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
計 (千円)			

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当等		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職	計
平成 年 月 日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			
平成 年 月 日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高 校 卒				
大 学 卒				

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成 年 月 日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		
平成 年 月 日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
一 般 行 政 職							

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
前 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度					
前年度					
国の制度					

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (平成 年 月 日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		